

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	・廃棄命令 ・危害除去処置命令(販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令、移動禁止命令)	
根拠法令名	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)	(条項)第 59 条 準用:第 68 条第 1 項及び第 3 項
	食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)	(条項)第 54 条 準用:第 62 条第 1 項及び第 3 項
基準法令名		(条項)
所 管 部 署	健康福祉部 保健所衛生課 食品指導係	

【処分基準】・文書の名称【 大津市食品衛生関係行政処分取扱要領 】

・掲載図書等

・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載

大津市食品衛生関係行政処分取扱要領

第3 行政処分等の基準

この要領では法第 59 条から第 61 条まで(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第 123 号。以下「政令」という。)附則第 2 条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができることとされた場合においては、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)第 54 条から第 56 条まで(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))並びに法第 81 条から第 83 条まで、第 85 条、第 87 条及び第 88 条(政令附則第 2 条の規定により当該営業を行うことができることとされた場合においては、旧法第 71 条から第 73 条まで、第 75 条、第 77 条及び第 78 条)の罰則を適用する場合の告発等の取扱いについて規定し、処分の基準は別表第 1 のとおりとし、その適用は次のとおりとする。

(1) 廃棄命令(法第 59 条(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、旧法第 54 条(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))

廃棄命令は、当該違反があった食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ(以下「違反食品等」という。)による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置とし、再製、転用、返品等が不適当である場合に行うものとする。

(2) 危害除去処置命令(法第 59 条(法第 68 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、旧法第 54 条(旧法第 62 条第 1 項及び第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。))

危害除去処置命令は、当該違反食品等の再製、転用、返品等が適当である場合に、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 当該違反食品等が販売の過程にある場合は、販売禁止命令を行う。

イ 当該違反食品等が製造又は使用の過程にある場合は、使用禁止命令を行う。

なお、危害除去処置命令を行う上で必要な場合は、物品の回収命令及び移動禁止命令を行うことができるものとする。

第5 違反に対する措置

違反に対する措置は、監視員が次のとおり行うものとする。

(2) 違反食品等の処置

違反食品等については、必要に応じ、次の処置を行うものとする。

- ア 当該違反食品等及び証拠となる帳簿その他必要な物件について、廃棄処分等が決定するまでの間、「保管誓約書」(様式第4号)を徴して保管させること。
- イ 当該違反食品等は、数量、仕入先及び製造業者を確認の上、飲食、使用又は販売の用に供されることのないよう「封印紙」(様式第5号)により封印(署名、捺印、年月日を記入)すること。ただし、当該違反食品等が腐敗、変敗等により処分執行までの間保管することが困難であると判断されたときは、事前に「廃棄願」(様式第6号)を徴し、廃棄させることができること。

第6 違反食品等に対する命令

違反食品等に対する命令は、次のとおり行うものとする。

(1) 当該違反食品等に対する命令の対象者は次に掲げる者とする。

ア 該当する違反営業者が複数である場合は、次の順位で処分を行うこと。

(ア) 違反食品等の製造施設(輸入品にあっては輸入業者の主たる事務所。以下同じ。)が津市内(以下「市内」という。)にある場合は、当該製造業者(輸入品にあっては輸入業者)

(イ) 違反食品等の製造施設が津市外(以下「市外」という。)にある場合は、市内の当該販売業者(支社、営業所、出張所等を含む。)

(ウ) 違反食品等の製造施設及び販売業者が市外にある場合は、市内の当該小売業者

イ 当該違反食品等の製造業者が倒産等により存在しない場合は当該販売業者、当該販売業者が存在しない場合は当該小売業者に対して処分を行うこと。

ウ 当該違反食品等の製造業者が製造販売した時点において違反事実が認められない場合、その後の販売業者に責任があると判明したときは、当該販売業者又は小売業者に対して処分を行うこと。

(2) 廃棄命令については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 廃棄命令は、当該違反食品等を「廃棄命令書」(様式第7号)により当該営業業者に廃棄させること。

イ 当該営業業者に廃棄させることが不相当であると認められるときは、監視員に直接違反食品等を廃棄させることができること。

(3) 危害除去処置命令については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 販売禁止命令又は使用禁止命令は、「販売・使用禁止命令書」(様式第8号)により行うこと。

イ 販売又は使用を禁止した違反食品等については、当該営業業者に対して次の必要な措置をとらせること。

(ア) 再製

再製が可能であり、当該営業業者が再製を行おうとする場合は、「再製願」(様式第9号)を提出させること。再製品については、当該営業業者に自主検査を受けさせた後、保健所で検査した結果、法に基づく基準に適合したときは、当該再製品の販売又は使用を認める。

(イ) 転用

食品等以外の用途に転用が可能である場合は、当該営業業者から「転用願」(様式第9号)を提出させ、当該違反食品等の転用を認めることができる。

転用を認めたときは、事後に、当該営業業者に転用したことを証明する書類を提出させ、報告させること。

(ウ) 返品

当該違反食品等を製造業者等へ返品させる場合は、返品先、数量、返品年月日等を確認のうえ返品させ、当該営業者から書面で報告させること。

(エ) 任意廃棄

当該営業者から当該違反食品等を廃棄したい旨の意思表示があった場合は、「廃棄願」(様式第 6 号)の提出を受け、任意廃棄させること。

(4) 回収命令については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 回収命令は、当該違反食品等が流通している場合に、「回収命令書」(様式第 10 号)により当該営業者に回収を命じることができること。

イ 当該営業者が自主的に当該違反食品等の回収を行っている場合であっても、健康被害の拡大のおそれがあり、直ちに措置を講じさせる必要がある場合、又は自主的な対応が適切に行われていない場合は、回収を命じること。

(5) 移動禁止命令については、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令又は回収命令処分を行うに際して、試験検査が必要と判断したときは、検査結果が判明するまで当該営業者に「移動禁止命令書」(様式第 11 号)により移動禁止を命じることができる。

参 考

[根拠法令]

・食品衛生法(以下「法」という。)

・食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(以下「旧法」という。)

法第 59 条(旧法第 54 条) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第 6 条、第 10 条から第 12 条まで、第 13 条第 2 項若しくは第 3 項、第 16 条若しくは第 18 条第 2 項若しくは第 3 項の規定に違反した場合又は第 9 条第 1 項若しくは第 17 条第 1 項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第 20 条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

法第 68 条 第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 20 条まで(第 18 条第 3 項を除く。)、第 25 条から第 61 条まで(第 51 条、第 52 条第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第 53 条を除く。)並びに第 63 条から第 65 条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第 12 条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。

3 第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 51 条、第 54 条、第 57 条及び第 59 条から第 61 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

旧法第 62 条 第 6 条、第 9 条、第 12 条、第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条から第 20 条まで(第 18 条第 3 項を除く。)、第 25 条から第 56 条まで(第 50 条の 2、第 50 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第 50 条の 4 を除く。)並びに第 58 条から第 60 条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第 12 条中「添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であつて添加物として使用されるものを除く。)」とあるのは、「おもちゃの添加物として用いることを目的とする化学的合成品(化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反応を起こさせて得られた物質をいう。)」と読み替えるものとする。

3 第 15 条から第 18 条まで、第 25 条第 1 項、第 28 条から第 30 条まで、第 50 条の 2、第 51 条及び第 54 条から第 56 条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。